

川西町・三宅町
式下中学校組合立式下中学校

「学校通信」

Believe (ビリーブ)

—令和2年度第21号—

令和3年3月1日発行 文責 中本克広



書道部の人の作品

～3年生フロアー掲示板にて～

本を読んでいる人の姿は美しい。

本を読んでいる人の姿は美しい。
両手のひらを天に向け、背を丸め、こうべを垂れる。それはほとんど祈りの姿勢のようだ。

じっと身じろぎもせず、目だけが絶えず動いている。目と、それから頭の中。彼らは本を読んでいる。

一心不乱に文字を追っている。いや、そう見えるだけで一心不乱でもないのかもしれない。心は千々に乱れ、思考はあちらに行ってこちらに行って散り散りになりながら、しがみつくようにして読んでいるのかもしれない。いずれにしても一步一步、彼らは本の世界の中を進んでいく。

これは、令和3年2月18日に実施された奈良県公立高校特色選抜学力検査国語のB番で取り上げられた文章のはじめの部分です。

最初、今年出題された問題を確認するために解いていきましたが、一通り解答したあと、この文章そのものの表現内容に魅力を感じている自分がいました。ただ、入試問題に出てくる文章としてだけではなく、一字一句から伝わってくる意味深さを感じずにはいられませんでした。受検した三年生のみなさんは、どのように感じたのでしょうか。ぜひ、全校生徒のみなさんも読んでみてほしいと思います。

出典は、(阿久津 隆『本の読める場所を求めて』による)とありました。

筆者は、この文章の中で、「読書の営みは孤独だけれど、自分の好奇心や望みや願いを頼りに、自分の意志に基づいて行われていくものだ。」という意味のことを述べられています。そして、「読書は僕にとってせねばならない課業ではなく、愉快地生きていくために必要な、代わりのきかない、単純に大好きな、趣味だから。」と綴られています。

「ひとり静かに本を読んでいる。そんな人たちを僕は美しく思う。」一電車の中で、図書館で、お部屋で、教室で、黙読している人の姿を思い浮かべると、本当にそうだなあといい気がします。

私たちには、「せねばならない課業」があります。だからこそ、フリーな自分の時間と空間の中で、本の世界で遊ぶことは、人生の楽しみの一つだと思いました。

川西町立図書館の蔵書検索を行いますと、この本が配架されていることがわかり、ぜひ借りて読んでみたいと思いました。棚に並んでいるこの本を見つけることが楽しみです。私は、今、読んでいる途中の本が4冊あります。1冊は、学校司書の東先生に薦めていただき、学校の図書室で借りました。あと3冊は書店等で購入した本です。休みの日に、少しずつ読み進めています。「両手のひらを天に向け、背を丸め、こうべを垂れ」ながら、読み進めていければと思います。読書が、生徒のみなさんの生活の一部になることを願っています。

*課業…学校などで課される必修の科目や作業

一人に1台配布のタブレットPCの取り扱いについて

生徒たちには裏面の文書を配布し、タブレットPC使用にあたっての約束事を伝えていきます。今後は、御家庭でタブレットPCを使用する場面もあるかと思えます。保護者の皆様におかれましても、下記の内容を御確認いただき、適切なタブレットPCの使用のためのお声がけをお願いいたします。

- 1、式下中学校在籍中は、今回貸与されたタブレットPCを継続して使用し、卒業時に返却してもらいます。今後長く次の新入生に受け継いでいくために、公共物として大切に扱うようお声がけをお願いいたします。
- 2、全てのタブレットPCは、奈良県教育委員会が管理権限を有しています。セキュリティやフィルタリングは最新に保たれていますが、有害サイトにはアクセスしない（近づかない）ようお声がけをお願いいたします。
- 3、メールを含むオンライン上での第三者とのやりとりは、学校・教科指導の範囲での使用とします。
- 4、タブレットPCの使い方について困ったときは、下記ヘルプデスクが利用できます。
G I G Aスクールサポーター学校ICT総合サポート
【固定電話】0120-37-8604 【携帯・スマホ】050-2018-8455 平日 9:00-18:00
- 5、各種アプリの追加ダウンロードはできません。PCのアップデートは自動で行われます。
- 6、貸与されたタブレットPCは、生徒に付与されたアカウントでしかログインできません。保護者や兄弟姉妹であっても、生徒のアカウントでログインしないでください。
- 7、使用時間や情報リテラシーに関しては学校でも指導しますが、御家庭でもルールづくりを行っていただき、目配りをお願いいたします。学校では、裏面の「みんなで守ろう！タブレットPCを使うときの約束」に基づいて指導しています。
また、文部科学省のホームページ保護者向けの情報モラル教育についての資料（右記QRコード）も御参照ください。



- 8、故障、破損、紛失、盗難などの際は、すみやかに学校へ御連絡ください。勝手に修理することは控えてください。故障、破損等の状況の詳細について確認させていただくこととなります。盗難の被害に遭われた場合は、警察に被害届を提出していただくこととなります。
- 9、昨年10月1日に配布の文書で「Wi-Fi 接続ができないのでポケット Wi-Fi を借りたい」にチェックを入れられた御家庭には、貸し出し用文書（別紙）を配布いたしましたので、お住まいの町教育委員会に直接申込みをしてください。3月1日(月)から受け付け開始です。貸し出しのモバイルルータの通信料金は、3月末までは町費負担となりますが、4月以降は各家庭の御負担となります。